

## 平成 26 年度第 7 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 27 年（2015 年）2 月 10 日（火） 13：30～ 16：00

2 場 所 長野県庁 議会棟 404、405 号会議室

### 3 内 容

#### ○ 議事

- (1) 新姫川第六発電所建設設計画に伴う環境影響評価方法書の審議（第 2 回審議）
- (2) その他

### 4 出席委員（五十音順）

大窪久美子  
小澤秀明  
片谷教孝（委員長）  
龜山章  
佐藤利幸  
塩田正純  
富樫均  
中村雅彦  
野見山哲生

### 5 欠席委員（五十音順）

梅崎健夫  
陸齊  
鈴木啓助  
中村寛志（委員長職務代理者）  
花里孝幸

事務局  
吉澤  
(県環境政策課)

ただいまから、平成26年度第7回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境政策課の吉澤晃と申します。よろしくお願ひいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願ひ申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願ひいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。梅崎委員、陸委員、鈴木委員、中村寛志委員及び花里委員から都合により御欠席という御報告をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、非公開審議の部分を除き本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページの音声の公開、会議録の作成に御協力いただきために、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長に議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様、御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日の議事（1）「新姫川第六発電所建設計画に伴う環境影響評価方法書の審議」でございます。はじめに、本日の予定と配布資料について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

事務局  
仙波  
(県環境政策課)

環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願ひいたします。事務局から、本日の会議の予定及び御手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、方法書に係る御審議をお願いいたします。

最初に前回委員会における審議で後ご回答とされた部分と前回委員会以降に追加でいただいた御意見に対する見解、及び県関係機関からの主な意見に対する見解を事業者に説明いただき、御議論をお願いいたします。

議事（1）については以上となります、その後、議事（2）「その他」において、JR東海が提出した、大鹿村の水資源に係る事後調査計画への県の助言に対する事業者見解について、事務局から御説明いたします。また、前回の委員会で少しお話した中部横断自動車道の配慮書の関係で説明させていただき、遅くとも16時30分には会議を終了する予定しております。

次に、本日の会議資料でございますが、会議次第にも記載のとおり、御手元に資料1から資料3を配布させていただいております。

資料1「平成26年度第6回技術委員会（方法書第1回審議）及び追加提出の意見に対する事業者の見解」は、前回委員会において委員の皆様からいただいた御意見及び追加でいただいた御意見に対する事業者の回答をまとめたものです。補足説明のため、資料1-1～1-3を用意しております。

資料2は、主な県の関係機関の意見と、それに対する事業者の見解をまとめたものでございます。

なお、住民の皆様などから的方法書に対する環境保全の見地からの御意見については、事業者が窓口となり、12月1日から1月22日までの期間において受け付けておりましたが、意見の提出はなかったため本日の資料としては特に付けておりません。

資料3は、大鹿村における水資源に係る調査計画について、委員の皆様からいただきました御意見等をまとめた県の助言に対する事業者の見解と、修正後の調査計画書になります。

それから資料番号はつけておりませんが、中部横断自動車道（八千穂～長坂）計画段

階環境配慮書とみなされる書類に対して、県が環境省に提出した意見等をお配りしています。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。では、早速資料の説明をいただくことにします。資料1、2につきまして、事業者から御説明をお願いいたします。

事業者

鷲澤

(黒部川電力  
株式会社)

黒部川電力の鷲澤でございます。それでは、資料1と2について説明させていただきます。

まず、資料1ですが、追加意見に対する回答と前回の事後回答の部分を中心に説明させていただきます。

No.1ですが、トンネルの縦断図と断面図については、資料1-1に前回示したトンネルの縦断図と断面図を添付してございますので、こちらを参照いただきたいと思います。

No.2ですが、本事業を行うメリットに関しての御質問でございます。まず、事業を行うメリットといたしましては、第一にクリーンエネルギーである水力発電を通して、低炭素社会に貢献するという意義がございます。通常の水力発電開発計画では、60~95日流量で計画いたしますので、今回の計画では最大取水量30m<sup>3</sup>/sがちょうど90日流量程度でございます。また、固定価格買取制度を活用することで、採算もとれると判断しています。既設の姫川第六発電所が建設後80年経過しておりますので、バックアップとしての機能も持たせることができます。そういった点でもメリットはございます。

No.7ですが、大気質のSPMの測定に関する御質問でございます。SPMの測定に関しましては、現計画では測定は行わない予定でございます。本事業による改変面積は、可能な限り最小化するよう検討しています。また、低公害型建設機械の使用促進を図る計画であり、トンネルボーリングマシンは電動式を検討しています。発電所アセスの手続きに基づいて、土砂粉じんを調査対象とし、浮遊粒子状物質の調査は行わない計画としております。

No.8ですが、発電所アセスの手引きに関して、発電所アセスの手引きは調査対象とする環境項目を網羅しているかという点ですが、網羅しています。調査を行う環境項目の選定は、発電所アセスの手引きに基づいて行っています。発電所アセスの手引きでは、大気汚染の予測式は「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕（公害対策研究センター、平成12年）」を参考するよう記載があります。

No.9ですが、大気質の調査地点についての御質問です。これについては、資料1-2において調査地点の航空写真と近景を添付しています。当該地域は急峻な谷の地形で、なるべく影響の少ない地点ということで、周囲が開けた位置を選定いたしました。今回は、発電所近くの駐車場付近を利用する計画でございます。その際には、駐車してある車の影響を受けないように駐車場の利用に対しては規制をかける予定です。

No.10ですが、姫川温泉の周辺環境についてです。回答ですが、選定した姫川温泉の住宅周辺は静穏な環境であることを確認しております。

No.11ですが、100日間程、現状の流量が減少する影響についてです。こちらについては、資料1-3を添付しています。100日間流量が減少して、維持放流量のみとなる日数が増加するということですが、正確に言いますと、維持放流量と途中の支川から流れる残留分が合計されるわけですが、このグラフは平成26年の1月1日から12月31日までの日平均放流量を基にしています。青い線が現在の河川放流量で、赤い線が新しく発電所を建設した場合の河川放流量という図になっています。御覧のように、100日間連続して維持放流量のみとなる期間が増えるということではございません。適度に出水が起こることから、出水時の濁りに対して、影響は軽微であるものと考えます。また、姫川第六発電所の取水堰堤から取水した水は、第六発電所、第七発電所取水堰堤、第七発電所、姫川大橋の下流、という経路で流下していくこととなります。山本地先などの水質に対しては影響を与えていません。また、現況で山本地先は環境基準AA類型を満足する水質を保持しています。減水区間は河川維持流量での放流が行われていることから、河川の自浄作用が損なわれることはないと考えます。ただし、流況の変化による影

響の予測評価を行うため、水質(BOD)の調査を行う計画としています。また、魚類と底生生物については、渴水期を含む時期に調査を行い、現在の生息状況を把握します。グラフについての補足ですが、日平均流量のデータですので、実際の流量のデータですと、もう少し先鋭的なグラフになるかと思います。

No. 12ですが、自然由来の重金属に関する御質問についてです。これに対する回答ですが、文献等によると蛇紋岩質の掘削土等には、クロムが含まれるという情報もあり、今回の計画ではトンネルの上流側 800m付近が蛇紋岩質であることが分かっておりまので、事前に導水路の坑口の地質調査をした際のボーリングコアを用いまして、自主調査を行ないました。その結果、含有量及び溶出量ともにすべて基準値内にあったことを確認しました。また、今後ですが、近隣で実施された公共工事等で汚染土壤の存在に関する情報を入手した場合や、今後の調査の中で新たに周辺地域における土壤汚染の情報を入手した場合には、「土壤汚染対策法」の規定に基づき適正に対処する計画としております。

No. 13ですが、地形・地質についてです。発電所アセスの手引きでは、重要な地形・地質は「環境保全関係法令により指定されているもの」、「既往調査により希少性等の観点から選定されているもの」、「学術上重要なもの」とされており、本計画ではそれらに該当しないと判断し、環境影響評価項目として選定しておりませんでした。トンネルや土捨場については十分な安定計算を行いますが、環境影響評価項目として選定しないこととします。

No. 14ですが、植物相及び植生の調査方法についての御質問です。これに対する回答ですが、植生は調査地域内の相観植生ごとにコドラートを設定して群落調査を実施し、植生図を作成する計画です。調査時期は植物種が出揃う夏季とし、必要に応じて秋季に補完調査を行います。植物相は調査地域内を踏査して生育種の確認をし、植生調査の出現種と合わせて種リストを作成します。調査時期は春、夏、秋の3季とします。調査回数は早春季を加えて4回となります。

No. 16ですが、減水区間の植生調査に関する御質問です。回答ですが、減水区間の河川は急峻で、床固め、砂防堰堤（スリットダム）、コンクリート護岸、異形ブロックによる護岸などが連続する区間です。人工構造物が設置されていない区間についても河床材料は岩や石が主体となっています。出水により河床が不安定であり、植生（河原植生、水生植物）はほとんど成立していない状況であると考えられますが、現況の河川の状況を把握して、必要に応じて減水区間の植生調査を実施したいと考えています。調査時には貴重種に留意いたします。

No. 17ですが、魚類、底生生物の調査に関する御意見です。回答ですが、流況の変化による影響を検討するため、取水口側、発電所側の調査地点の他に、中間地点の調査地点を追加することといたしました。調査時期としては渴水期を含むように設定し、流量が少ないときの魚類、底生生物の生息状況を確認します。

No. 20ですが、ギフチョウ等の希少種の確認についての御意見です。「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」を確認し、準備書にて修正したいと考えています。

No. 21ですが、「長野県レッドデータブック」についての御意見です。これに関しましては御指摘のとおり、新しい「長野県レッドデータブック動物編」に基づいて調査を行います。

No. 22ですが、ギフチョウの食草が対岸にあるか調査してほしいということです。これについては、県境にかかるわらず、取水地点周辺約500mの範囲を動植物調査対象範囲の基本としていますので、ギフチョウ、ヒメギフチョウ及びそれらの食草の生育状況については、現地調査時に考慮いたします。

No. 23、24の魚道に関する御意見です。回答ですが、魚道は魚類の移動や、河川の生態系の維持等に重要な役割を果たすことは理解していますが、現有魚道の機能については、今回の新発電所の建設に関する環境影響とは無関係であるものと考えますので、魚道の利用状況調査は行わない計画となっております。また、魚道の改良、新設については現時点では計画していません。

No. 25ですが、動植物のリストの記載や抽出方法に関する御意見です。こちらについては、経済産業省の指導に基づき、地域概況における動植物の既存資料調査の追加や生態系の再調査を行っております。現在、生態系に係る方法書補足資料を作成しておりますが、作成にあたっては、県の技術指針で定める方法もできるだけ参考にしたいと考えております。

No. 26ですが、漁協に関する状況の聴取ということで、糸魚川内水面組合と姫川上流漁業に聞き取りを行いました。通常、減水区間内では魚の放流等は行われておらず、減水区間よりも下流の支川の小滝川、大所川及び横川で行われています。年によっては減水区間でもイワナ等の放流が行われています。また、釣り人の状況ということですが、支川の小滝川や大所川の方が主体であるということでした。

No. 27でヒスイへの影響についてです。回答ですが、ヒスイの産地である小滝川の改変は行いません。また、小滝川は減水区間の下流で姫川に合流しています。小滝川におけるヒスイの流下に対して影響はないと考えます。

No. 28ですが、工事期間の車両通行上の安全確保という点についてです。工事期間は交通誘導を行う監視員を配置する等、交通安全には十分配慮する計画といたします。

続きまして、資料2の方を御説明させていただきます。

No. 1ですが、事業を計画するにあたって、環境保全の配慮をどのように行ったかという御質問です。発電施設の配置計画について、取水設備については既設設備を有効利用することや、発電所を既設発電所の構内に設置することで、改変面積を可能な限り小さくするよう検討しました。また、新たな減水区間が生じないよう検討しました。

No. 2の大気質調査地点の選定についてですが、こちらについては先程の回答でお示した地点になります。調査地点に記載のとおり、工事用資材等の搬出入に用いる車両が集中する主要な輸送経路として、調査・予測地点を選定しております。また、発生土量の想定ですが、現段階では取水口側で約6万m<sup>3</sup>、発電所側で約14万m<sup>3</sup>としています。

No. 3の土壤汚染についてです。トンネル掘削や土地造成において、自然由来の重金属等が発生土に含まれるおそれがあるので、その場合の対応についても記載してほしいという御意見です。これについては、以下のように記載いたします。「事業実施範囲には汚染土壤の存在は確認されていないが、工事中に汚染土壤の存在に係る情報が寄せられた場合には、「土壤汚染対策法」の規定に基づき適正に対処する計画である。」また、工事中に汚染土壤の存在に係る情報が寄せられた場合というのは、具体的なケースではどのようなものかということですが、近隣で実施された公共工事等で汚染土壤の存在に関する情報を入手した場合や、今後の調査の中で新たに周辺地域における土壤汚染の情報を入手した場合等を想定しております。また、発生土の土壤汚染の調査については、先ほど申し上げたとおり、自主調査を実施しております。

No. 4ですが、専門家の助言の内容について、肩書等の記載についての御意見です。これに関しましては、専門家個人が特定されない範囲で、所属機関の属性を明らかにするよう準備書の段階で記載方法を検討します。

以上になります。

片谷委員長 ありがとうございました。

今御説明いただきました委員意見に対する事業者見解につきまして、順次確認を進めていきたいと思います。表の順番に従って御発言のあった委員に見解を伺い、それに関連して他の委員の方から御意見がありましたら、隨時御発言いただくことにさせていただきます。

では、事後回答が記載されている項目を中心に確認します。資料1の1ページ目のNo. 1になりますが、本日発言者の梅崎委員は御欠席です。事務局に梅崎委員から何かご意見を届いておりますでしょうか。

特に御意見等いただいておりません。

片谷委員長	<p>特に梅崎委員からは追加の御意見は届いていないということですが、こちらの御意見は確認のための御発言であり、資料 1-1 が提出されていますので、おそらくこちらで御理解いただいていると思われます。他に皆様から御発言がありましたら承りますが。よろしいですか。資料 1-1 については後ほど富桜委員の御意見の箇所においても関係すると思われますが、御意見ありましたらその際に御発言ください。</p> <p>では、No. 2 の鈴木委員の発言になりますが、事務局になにか御意見は届いておりますでしょうか。</p>
事務局 仙 波	特に御意見等いただいておりません。
片谷委員長	<p>この御意見は取水量が実態としてどうなるのかという内容ですが、こちらも確認の御質問で、私も少し意見を述べておりますが、今日の事後回答でよろしいかと思います。他の委員から何か御発言ありますでしょうか。それでは次に進ませていただきます。特に事後回答の出ていない項目についても、追加で御発言がありましたら、隨時おっしゃっていただければと思います。</p> <p>2ページの No. 7、野見山委員の御意見になりますが、事後回答についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。これは調査を実施しないというゼロ回答になりますが、ほとんどが新潟県側ですので、新潟県で強い御指摘が出なければ、こちらからあまり強く申し上げられない事項だとは思いますので、あとは新潟県の判断に委ねるかたちになります。</p> <p>No. 8 の塩田委員になりますが、いかがでしょうか。</p>
塩田委員	こちらの手引書はインターネットで確認いたしました、事後回答のように網羅されていることが分かりましたので結構だと思います。
片谷委員長	<p>ではこちらは確認し、了解したものとさせていただきます</p> <p>No. 9 の私の意見ですが、本日資料 1-2 のように写真をいただきまして、こちらの駐車場はそれなりにスペースがあり、この地域からすれば平坦といつていい地形だと思います。横に発電所の建物があるわけですが、高層ビルというようなものではなく、大きな影響は出ないだろうとの予想のもとにこの地域で最も相応しい場所と判断できます。他の委員もよろしいですか。</p> <p>それでは次に No. 10 の私の発言です。静穏であるということを確認しているとのことですので、問題ないと思われます。塩田委員よろしいですか。騒音の関係なので、もし御意見があればお願いします。</p>
塩田委員	確認だけしたいのですが、予測結果の評価はどのように行うのですか。
コンサルタント 花 溪	騒音の評価についてですが、工事の騒音が主になりますので、基本的には敷地境界で騒音規制法の規制値を満足しているかどうかということがメインになるかと思います。周辺集落に対しては、環境基準に対しての適応状況も加味するかたちになるかと思います。
塩田委員	この地域には用途地域が指定されていないので、基本的に環境基準はないと思いますが、その場合の対応はどうされますか。
コンサルタント 花 溪	その場合は、現況に対して影響が軽微であることが主体になります。

片谷委員長	では次に進めさせていただきます。No. 11 の鈴木委員の御意見ですが、こちらも特に追加の御意見等は事務局にいたしていないですね。これも減水の影響に対する御意見で、水質の調査は実施されるということです。生物系の内容については、佐藤委員、こちら的回答はいかがですか。
佐藤委員	何らかの影響は予測されますが、もし何かあった時に調査をするということで止むを得ないのかと思います。調査データが多ければ多いほど、よりよい予測評価ができるのは確かですが。
片谷委員長	<p>少なくとも水質の調査と魚類・底生生物の調査は実施されるということなので、後は供用後の事後調査などで御対応いただくことしたいと思います。</p> <p>それでは、No. 12 の梅崎委員の御意見ですが、特に土壤汚染はないということと、もし土壤汚染の情報が入ってきた場合は対処しますという回答で、資料2にも関連する御指摘です。小澤委員いかがですか。この回答で問題ありませんか。</p>
小澤委員	状況を確認しながらの対応となりますので、問題ないとと思われます。
片谷委員長	ありがとうございます。ではこちらは了解したということにさせていただきます。次に No. 13 について富樫委員いかがでしょうか。
富樫委員	地形・地質について、発電所アセスの手引きでは該当しないため、環境影響評価項目として選定しないと回答いただきました。現在、審議を行っているのは長野県環境影響評価技術委員会ですが、「長野県環境影響評価技術指針」、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」は御覧になりましたか。
コンサルタント 花 溪	「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」は確認しています。
富樫委員	念のため申し上げますが、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」には、「地形・地質」の予測項目をスコーピングする基本的な考え方として、「地形及び地質は、他の項目の予測において基礎的な情報となる要素であり、地形変化をほとんど行わない事業を除いて、原則としてすべての事業で選定する。」と記載されています。マニュアルにあるから是非ともやらなければいけないと言っている訳ではなく、非常に険しい地形、特殊な地質、また周辺が地すべり地帯でもあることを考慮すれば、掘削を伴う工事を行う場合は、基本的な情報として「地形・地質」を項目として選定するのは当然であるとの指摘です。これについてはいかがでしょうか。
片谷委員長	今日可能な範囲で御回答いただけるでしょうか。後1回審議がありますので、持ち帰って、次回御回答いただく選択肢もあります。
コンサルタント 花 溪	持ち帰り検討させていただきます。
富樫委員	<p>後1回しか審議がありませんので、次回審議において「環境影響評価項目として選定しない。」と回答があれば、それで議論は終結してしまいます。予測・評価を実施しないのであれば、補足資料として方法書の段階で「地すべりの分布と計画との関係」、「蛇紋岩の分布」、それから「糸魚川静岡構造線」という有名な断層が近くを通っていますので、それとの関係について資料できちんと示してください。</p> <p>今、要望した資料を次回の技術委員会までに用意していただくか、あるいは予測項目として選定して準備書で示していただくか、どちらかにしていただかないと必要な情報</p>

	がないままに環境アセスの手続だけが終わってしまうことになりますので、是非ともどちらかの方法で示していただきたい。
片谷委員長	<p>前者の方法は、予測評価の項目にしない理由の説明として方法書段階の資料で示していただくということで、後者的方法は、予測評価の項目として選定して準備書に結果について示していただくということでよいですね。では、そういう御意見が出ておりますので検討願います。</p> <p>掘削する場所はすべて新潟県側ですが、地すべり等が誘発され河川に土砂が崩れれば、長野県側に影響が出ます。掘削する場所がすべて新潟県側であっても、長野県でも影響が懸念されるという趣旨の意見ですので、次回までに御対応いただかずか、準備書の段階で御対応いただかずか、事務局とも協議いただき、御検討願います。おそらく、既にボーリングのデータをお持ちで、糸魚川静岡構造線についても既存資料がありますので、それら資料を整理して影響の有無をきちんと論じていただければ、富樫委員の御指摘に答えていただくことになるかと思います。検討期間が短いため次回技術委員会に間に合うかどうかという問題点もありますので、直ぐに検討いただきたいと思います。</p> <p>では、次にNo. 14、大窪委員の御意見になります。いかがでしょうか。</p>
大窪委員	特に意見はございません。回答のとおりに対応をお願いします。
片谷委員長	次にNo. 16で、佐藤委員いかがでしょうか。
佐藤委員	基本的には回答内容で結構です。ただし、「出水により河床が不安定であり、植生はほとんど成立していない状況である。」と事業者見解に記載してありますが、植生が一見何もないところに、非常に珍しい植物が生育している場合もあることを意識してほしいと思います。
片谷委員長	調査時に留意するということでお願いします。No. 17の鈴木委員、No. 18の陸委員の意見については、事業者の見解が一括して記載されていますが、追加意見はないでしょうか。
事務局 仙波	特に御意見等いただいておりません。
片谷委員長	<p>調査地点を追加した方がいいという趣旨の御指摘で、事業者見解では追加すると記載してありますので問題はないと思います。</p> <p>次に、No. 20、21、22までが中村寛志委員の御意見です。本日欠席ですが何か御意見はいただいているか。</p>
事務局 仙波	特に御意見等いただいておりません。
片谷委員長	中村寛志委員の御意見は、動物だけではなく、植物もあり生物関係ですので、佐藤委員、大窪委員において何かコメントがございますか。
佐藤委員	特にございません。
大窪委員	特にございません
片谷委員長	事業者の見解は御指摘のとおり対応するとなっていますので問題ないと思います。では、No. 23、24の佐藤委員の御意見についてはいかがでしょうか。

佐藤委員	魚道の新設については計画していないと事業者見解にはありますが、意見の趣旨として、取水堰堤が作られた 80 年前の工事は自然を壊すイメージでしたが、現在行う工事については自然を再生するセンスを挿入することが必要なので、魚道を新設すれば魚の遡上が増加するかもしれないということです。魚の遡上に配慮いただくだけでも結構です。
片谷委員長	私も発言していますが、アセスの予測評価というよりは、「環境配慮企業としての姿勢として、自然をさらに良くするための努力を今後も続けていただきたい。」という趣旨の御意見ですがいかがでしょうか。
事業者 鷲 澤	趣旨は理解しました。御意見ありがとうございます。今回は魚道の写真を資料として用意しました。こちらが現在の魚道の写真ですが、魚道を設計するための配慮事項として、本魚道は昭和9年に造られたものですが、魚道の機能としては十分満足できるものになっていると考えています。取水口の影響を受けないようにコンクリート製の構造物を前面に設け、魚道の勾配に関しても 10 分の 1 から 20 分の 1 が適正とされていますが、本魚道は 14 分の 1 の勾配になっています。魚道のタイプは一般的な「階段プール方式」であり、魚が休めるようなプールを設けた造りになっており、魚道の単体としての機能としては、満足できる構造物になっていると思います。また、今後も環境の配慮を検討してまいりたいと思います。
片谷委員長	クリーンエネルギーを商品とされる企業ですから、今後の環境配慮は企業の C S R の一環として続けていただけると思いますので、是非、御配慮願います。 次に小澤委員どうぞ
小澤委員	今の説明は納得しましたが、水力発電所、特に千曲川水系の水力発電所においては、魚の遡上で、放流口から逆に水路に入ってしまうことがあります。取水口及び放流口への魚の迷い込み防止対策を取り組んでいます。本事業においては問題がないという認識でよいでしょうか。
事業者 鷲 澤	今回の計画ですが、放水口については下流側発電所の沈砂地に直接接続する計画ですので、そちらからの魚の迷い込み対策については検討していません。取水口側についても、既設利用であり、特段検討はしておりません。
小澤委員	既設の施設においては、迷い込みの防止対策はとられていますか。
事業者 鷲 澤	昭和初期の構造物としてはいろいろ配慮されていると思いますが、既設の取水口からの迷い込み等については、実際どうなっているか調査はしておりません。
小澤委員	既設の取水口の魚等の生物の迷い込みについて把握をしていただけたらと思います。
片谷委員長	アセスの範囲というよりは、施設の維持管理上の自然環境への配慮として、施設の点検時に魚類の迷い込みが起こっていないか、目視の範囲でも調査していただければと思います。事例があれば対策を考えていただきたいと思いますが、アセス図書に直接反映していただかなくて結構ですので、御指摘に配慮願います。今の魚道の件については、自然保護上の事項が出ましたので、これは「要望」ということでお伝えさせていただきます。
	続きまして、No. 25 は、先ほどの中村寛志委員の御意見のところで一緒に話をしましたが、やりますという方向的回答ですので、そのとおりお願いします。
	No. 26 の鈴木委員ですが、釣りの実施状況について回答いただきました。支川が主体

	であるということですが、方法書段階で得られた情報がすべてであって、これより詳しい情報は現時点では得られないという理解でよろしいですか。
事業者 鷺澤	釣り人に関する情報については、「日釣り券」の販売枚数等はつかめますが、どの地区に入っているかということは現時点で把握することは難しいので、記載のものが現時点で入手できる情報となります。
片谷委員長	<p>水生生物の現地調査はされるということですので、その時に目視で釣り人の状況も確認できると思いますので、そういう対応をお願いいたします。</p> <p>次に、No. 27 のヒスイの件ですが、佐藤委員いかがでしょうか。</p>
佐藤委員	この回答で結構です。
片谷委員長	<p>これは小瀧川には全く工事の影響は及ばないという回答ですので、了解したということにさせていただきます。</p> <p>最後にNo. 28ですが、私が申し上げた補足的な意見で、場所はすべて新潟県側ですし、安全もアセスの配慮事項の一つであるという趣旨で申し上げたことなので、きちんと対応いただければ結構です。</p> <p>それでは、全体を通して御発言があれば承りますがいかがでしょうか。大窪委員どうぞ。</p>
大窪委員	No. 17、18 で、魚類と底生生物の調査地点を取水口・発電所の2箇所以外に、中間地点に設けるという御回答をいただいています。もし可能であれば、植物についても中間地点の河床のところで、一点でも二点でも重要な植物群落や植物の生育する場所の調査地点を設けていただきたいと思います。河床にしか出てこない植生というのがあり、そこでの環境影響評価も必要だと思いますので、御検討ください。
片谷委員長	これは、動物のところで御回答いただきましたが、せっかく河原に下りていくのであれば、その植物についても一緒に調査できないかという趣旨ですが、いかがでしょうか。
コンサルタント 武田	河川の周りの植生調査ということで、地形が厳しいのですべての場所に入れる訳ではありませんが、できるだけ入れる部分には入らせていただきます。特に、河床よりも両岸に、例えばシダ類などがありそうな場所ですので、河床を含めてなるべく現場に入らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
片谷委員長	<p>ありがとうございます。すべての地点という訳にはいかないけれど、少なくとも魚類の調査に下りていける場所の周囲は調査していただけるという御回答をいただきましたので、是非、よろしくお願ひいたします。</p> <p>他にいかがでしょうか。中村雅彦委員どうぞ。</p>
中村雅彦委員	<p>No. 15 で大窪委員から古いバージョンの「長野県レッドデータブック」を使っているとの指摘がありましたが、新潟県内も新しいものが出ますのでそちらもお願ひします。</p> <p>それから、魚類関係で捕獲調査がありますが、具体的にどのような捕獲調査をするのか教えてください。</p>
コンサルタント 花溪	魚類の捕獲調査については、漁協さんに特別採取の許可申請をする際に、どういう漁具を使うのか許可をいただかなければいけませんが、その辺の折衝をまだ行っていませんので、実際どういった魚具を使うかについてはまだ決定していません。一般的には、投網や、流れの緩いところであればセルビンやカゴ網、あまり深くない水深のある

	場所であれば電気ショッカーなどが使用可能です。ただし、地元の漁協さんが、電気ショッckerの使用については難色を示している様子ですので、その辺はじっくりと話をさせていただいて、漁具の選定をしたいと思っています。
中村雅彦委員	分かりました。
片谷委員長	中村委員が今おっしゃった新潟県のリストは、アセスの調査には間に合うのですか。
中村雅彦委員	はい、この前、最終版を見ましたので間に合うと思います。
片谷委員長	もう出るということですので、御対応をお願いいたします。 他にいかがでしょうか、よろしいですか。では、資料2の事業者見解について、何か御意見がありましたら伺います。富樫委員どうぞ。
富樫委員	土壤汚染について、ボーリングのコアで分析した結果、土壤汚染が認められなかつたということですが、それはいくつの資料を分析されたのでしょうか。
事業者 鷲澤	導水路の坑口で地質調査を行った際のコアで、1試料、一箇所です。
富樫委員	実際にトンネルを掘る区間の長さを考えれば、わずか数cmのコアの一箇所では、非常にわずかなデータです。それだけでここは心配ないということにはなりませんので、工事中は、例えば同じ蛇紋岩でも岩の様子が変わったなどの兆候があれば、注意しながら工事していただければと思います。
片谷委員長	新潟県の話になりますので、あまり具体的な指摘はどうかと思いますが、発生土置き場での調査について、自主的に何らかのことを行う予定ですか。
事業者 鷲澤	今回のトンネルの掘削工事や土盛り工事に関連して、実際に施工する際には、3000m <sup>2</sup> 以上の形質変更に伴う届出を新潟県に行うことになります。その際に行政の指導に従つて適切に対応したいと考えております。
片谷委員長	かなりの規模になりますので、おそらく汚染のないことの確認について指導があると思いますが、その場合はきちんと対応していただくようお願いします。直接、長野県への影響はありませんので、意見というよりは要望として申し上げておきたいと思います。富樫委員よろしいですか。 他にいかがでしょうか。特に御発言がありませんので、資料2についても確認をさせていただいたということにさせていただきます。 では、本日の議事（1）の案件についてはここまでとさせていただきます。 この案件につきます今後の審議の予定につきまして、事務局から御説明ください。
事務局 仙波	本事業に係る今後の審議予定ですが、第8回技術委員会を3月13日（金）の午後に西庁舎111、112号会議室で開催し、3回目ということで技術委員会意見のとりまとめに向けた審議を行う予定です。開催通知については、追って送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひ申し上げます。 また、追加の御意見等がありましたら、2月17日（火）までに事務局あてにお寄せいただくようお願いいたします。本日の欠席委員の方にも、同様にお願いしたいと思います。追加でいただいた御意見については、事業者の見解等を確認した上で、第8回技術委員会での資料としてとりまとめたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。1週間後の2月17日までに追加の御意見がある場合には、事務局に御連絡いただくということでよろしくお願ひいたします。3月13日まで日があるよう見えますが、2月は28日しかないので予定が詰まっている状況です。事業者から回答を事前にいただくためにも、ある程度期間が必要なので、追加意見は17日までによろしくお願ひいたします。

それでは、この案件の審議は終わりましたので、事業者の皆様方はここで御退席いただいて結構です。では、休憩を5分ほど入れさせていただきます。

(5分間休憩)

片谷委員長

では、議事（2）その他です。冒頭で御説明がありましたように、大鹿村のリニア関係の水資源の事後調査と中部横断自動車道の件の報告です。では、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

事務局  
仙 波

資料3（1）と（2）ですが、大鹿村における水資源に係る具体的な調査の計画について御説明いたします。資料につきましては、委員の皆様には1月16日にメールで送付させていただきましたが、今年度の第3回技術委員会の中でも御説明いたしましたように、JR東海から提出された資料については技術委員会の会議資料とし、公開していくということで、今回この資料についても簡単に説明させていただきます。

大鹿村における調査計画については、昨年の平成26年12月19日にJR東海から提出があり、ちょうどその日が別案件での技術委員会開催日でしたので、午前中に関係委員の方にJR東海から直接説明をいただき、同日の午後の技術委員会の中で審議したという経過でございます。それを踏まえて、12月25日付けで県からの助言という形でJR東海に通知いたしまして、その回答として1月14日付けで資料3（1）が提出されました。資料3（1）の別紙に、大鹿村における水資源に係る具体的な調査の計画についての長野県からの助言と事業者の対応方針について記載されています。細かいところは説明を省略させていただきますが、3番の調査頻度について「工事の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて調査頻度は検討する」と記載があるが、影響が出てからでは遅いので工事の着手前から頻度を上げて調査することが必要であり、少なくとも重要な調査地点については自記水位計による連続観測を行うことを検討することとの助言を行っています。この内容については、準備書に対する知事意見でも申し上げているところですが、これに対する事業者の対応方針としては、「重要な井戸の調査地点のうち所有者や管理者の協力が得られ、水利用に支障を及ぼさない範囲で自記水位計による連続観測を検討する」という御回答をいただいている。

また、4番の調査結果の公表についてですが、評価書や事後調査実施計画書にも少し書かれている公表の方法を、できるだけ具体的に記載してほしいとの内容です。こちらは、具体的な記載には至っていませんが、調査の進捗に応じて大鹿村など関係機関と協議の上決定するとの回答をいただいている。この部分については、大鹿村とも連携しながら、適切な対応がなされるように進めてまいりたいと思います。

次に5番についてですが、環境への影響が確認された場合の対応について、環境への著しい影響が確認された場合に必要な措置を講ずるものとしているが、事後調査の結果において、どの程度の影響が確認された場合にどのような対応をするのか、できるだけ具体的に記載することとしております。対応方針では、現時点で具体的な回答にはなっていませんが、これにつきましては、工事前1年間調査を実施することとなっており、その調査結果も踏まえて具体的に基準を設定するということで確認しています。ですので、この部分については、今後も引き続き事業者と話をする中で、その具体的な内容を確認していきたいと考えています。

また、技術委員会の会議の中で、富樫委員の方からこういったものについては計画書案として、できるだけ早い段階で協議してほしいという話がございました。それに

ついても事業者に話をしており、今後、他の市町村の計画が出てくる予定ですが、それらについては案の段階で協議するよう求めております。

資料3（2）ですが、こちらが修正後の現在の事後調査計画です。助言に対する対応方針の内容を踏まえて修正がなされたもので、JR東海のホームページでもこの形で公表されております。こちらについては、説明を省略しますので後ほど御確認をお願いいたします。以上でございます。

片谷委員長

では、今御説明いただいた資料3（1）と（2）ですが、何か御質問や御意見がありましたら承ります。最初に資料を見た感じだと、準備書までの段階より少し対応が良くなっているなという印象を私は受けました。比較的、前向きな姿勢が見えているように思われます。ただし、細かいことは確認していませんので、特に私の専門分野から遠い話が大半なので、もし御専門の観点からもう少し何か問題点があるとか御指摘があれば、遠慮なく御発言いただきたいと思います。

恐らく、結果の公表がまだ若干グレーな部分だと思いますけれども、直接やり取りをしている事務局としては、公表について割と前向きと理解してもよろしいと思いますか。

事務局  
仙 波

大鹿村にも確認しましたが、村の意向も聞きつつ進めているということですので、前向きであると思います。

片谷委員長

JRの対応も、マスコミからも今後の対応が問われるという趣旨の報道がたくさん出ましたので、無視できない状況になっているのだと思います。御意見や御質問がありませんようでしたら、この資料3（1）と（2）については、了解したということにしたいと思います。今後も引き続き、事務局とこの件に関しては大鹿村とJR東海の間でやり取りが継続するものですので、もし新たにお気づきの点等ございましたら、直接事務局に御連絡いただく様よろしくお願ひいたします。

それでは、もう1件の御説明をよろしくお願ひいたします。

事務局  
仙 波

それでは、資料番号をつけていないものでけれども、「中部横断自動車道（八千穂～長坂）計画段階環境配慮書とみなされる書類に対する長野県の意見等について」ということで、前回の技術委員会で少し話をさせていただきましたけれども、昨年の12月26日に事業者であります関東地方整備局から主務大臣である国土交通大臣に計画段階環境配慮書とみなされる書類が提出されております。前回お示しした10ページ程度の簡単なものが、法施行時に既に複数案の検討がなされており、経過措置の中でそれが配慮書としてみなされるというものです。前回の技術委員会の中でもお話ししましたけれども、この案件については、法では努力義務になっている配慮書段階における事業者から県への意見照会は行われないということです。したがいまして、県から事業者へ直接意見を述べることは法的にはできないわけですが、国土交通省に対して意見を述べる環境省あてに、任意という形にはなりますけれども、県としての意見を述べたいということで、短い期間ではありましたが、委員の皆様からも意見をお願いしたところです。こちらは、委員の皆様からの御意見と県の関係機関からの意見などをまとめたものになります。1月23日に環境省に提出しましたが、時間があまりなく、片谷委員長に確認していただいた上で、提出いたしました。

その後、1月26日、27日に環境省の担当官から現地調査をしたいという要望がございまして、山梨県と合同で現地調査を行い、この意見等の内容についても説明しました。長野県の意見等について、[全般的事項]の中の1番と2番の関係が片谷委員長からいただいた御意見を踏まえた部分でございまして、制度的な部分で配慮書の本来の趣旨から鑑みれば、こういった対応をすべきという意見となっています。また、富樫委員からも意見をいただいておりまして、[水環境]の5番の「ルート帯案とその周辺には火山山麓の湧水群が多いので、十分配慮する」という部分と、[その他]の14番の

「その周辺に旧石器～縄文時代の埋蔵文化財包蔵地が多いので、それについても十分に保全に配慮すること」という部分になります。

環境省の現地調査の時には、埋蔵文化財包蔵地の図面等も提示し、説明しました。この中では松原湖に関する部分がかなり重きを占めていますので、松原湖を御案内する中で確認していただきました。配慮書とみなされる書類が簡単な内容ですので、この中で具体的な意見を述べるというのは難しいわけですが、現段階ではこのような内容を県の意見ということで環境省の方に提出しています。

この案件の今後の対応ですが、環境省から国交省への意見の提出が3月の上旬くらいの予定と聞いております。国交省からの意見の提出がいつになるのか分かりませんが、早ければ6月中に方法書が出てくるというスケジュールになるかと思います。本委員会での方法書の審査は、来年度の6月以降になるかと思いますので、その際には現地調査を行い、方法書の審議をお願いすることになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。私からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

何か御質問や御意見など御発言があれば承ります。大窪委員どうぞ。

大窪委員

昨年末に意見はあるかと聞かれて、時間が無かったもので連絡ができなかったのですが、地域についての具体的に重要な場所や重要種について少し補足はできるかと思いますが、提出されてしまったものなのでさらに意見を付け加えるというのはできない段階なのでしょうか。

事務局  
仙 波

環境省に対しては任意で意見を述べている状況です。現在、環境省と国交省の間でやりとりをしていると聞いておりますので、最終的にどの段階まで話をつめているのかにもよりますが、何かありましたら環境省の方にお伝えいたしますので意見を出していただければと思います。

大窪委員

分かりました。

片谷委員長

おそらく、かなり意見が煮詰まりつつあるかと思います。環境省と国交省で何度もやり取りをしているかと思いますし、最終的な環境省の意見の取りまとめを今やっている段階だと思いますので、できるだけ早く出していただければ、多少なりともそこに反映される可能性が高まりますので、1～2日の間に出していただければと思います。

他にいかがでしょうか。本来、配慮書での検討がしっかりととなされれば、やはり生物系の重大な影響が出てきてしかるべき地域ですので、配慮書とみなされる書類があまりに簡素だったのが非常に残念なところではあります。今、環境省から意見が出て、それが方法書以降の図書に反映されれば、許容範囲かとは思います。特殊なケースですので、今後、今回と同じようなことはないだろうと思いますけれども。山梨県は何か意見を出していましたか。

事務局  
仙 波

山梨県も長野県と同様に、任意の形で環境省に意見を出したと聞いております。

片谷委員長

やはり、県から任意であっても意見が出てくれば、環境省としても全く無視はできないでしかるべきから、反映された意見が環境省から国交省に出ることを期待するということにしたいと思います。

他に特に御意見等ございませんようでしたら、本件は本日ここまでとさせていただきたいと思います。

この案件に限らず何か御発言があれば承ります。では、特に御発言がありませんの

事務局  
吉澤

で本日は当初の予定よりだいぶ早いですが、これで審議は終了とさせていただきます。  
では、事務局にお返しいたします。

本日の技術委員会をこれで終了いたします。  
ありがとうございました。